

速報重要判例解説

【No.2004-019】

被害者の犯人識別供述の信用性が否定され、無罪が言い渡された事例

【文献番号】	28095420
【文献種別】	判決 / 大阪地方裁判所
【判決年月日】	平成16年 4月 9日
【事件番号】	平成16年(わ)47号
【事件名】	傷害被告事件
【裁判結果】	無罪
【裁判官】	杉田宗久
【参照法令】	刑事訴訟法317条

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

被告人X(女性)は、平成15年8月23日午前3時10分ころ、大阪市内のホテルにおいて、テレクラで知り合ったY(男性、40歳)から金銭を返すよう求められたことに立腹し、同人に対して室内備え付け電気ポット(重さ2kg)により顔面などを多数回殴打するなどの暴行を加え、加療約10日間の傷害を負わせたとして傷害罪で起訴された。Xは捜査、公判段階を通じて一貫して否認していたため、直接証拠は被害者YによるXの識別供述のみで、間接事実は存在するもののそれだけでXを犯人と断定するには至らない程度のものであった。Yが身元不詳の女性によって上記被害を負ったという事実については、弁護人は争っていない。したがって、争点は犯人とXの同一性識別にかかっていた。

裁判所の認定に拠れば、被害者は被害当日、事件を通報の後、警察官の指示に従い医師の診察を受けて診断書をとっている。その後C警察署において被害届を提出した。同届けには、犯人特定の情報として、【1】「犯人の女は、身長160cm位、髪は肩位の長さで黒色でした。女は、自称D年齢29歳、体格中肉でした。」と記載されていたに止まる。

警察は、被害届と診断書を受理したものの、具体的な捜査活動としては、被害を受けた携帯電話の写真撮影、受傷部位の写真撮影をおこなうに止まり、犯行場所での指紋採取や写真撮影、犯人の遺留品と思われる物の留置などはおこなっていなかった。

事件発生から4ヶ月後の12月23日、被害者Yは警察から犯人逮捕の連絡を受け、確認をして欲しいとの要請を受けたためC署に赴き、取り調べ中のXを隣室から透視鏡を通して面通しをおこなった(第一回単独面通し)。その際、Yが肯定的な答えをおこなったため、詳細な事情聴取をおこない、初めて警察官面前調書を作成した。同調書によれば、Yは、【2】「私に怪我を負わせた自称Dという女は、年齢27、8歳、身長160センチ位、中肉、角顔で目の細い女でした。(1回目の単独面通しにより)只今見せて貰いました女に間違いありません。角顔で目が細く、あごのとがった感じからこの女です。」と供述した。そのため、同調書に基づき、被告人Xは通常逮捕され勾留された。

第一回単独面通しの二週間後、被害者Yに対する検察官の事情聴取がおこなわれ、調書が作成された。同調書によれば、同人は犯人同一性について更に次のような供述をおこなっている。【3】「(被告人に対する1回目の単独面通しの折)女の顔は、やや斜めから見ました。女は、刑事さんの取調べを受け、椅子に座っていました。女は、目が細く、角張った顔をしていて、取調べの刑事さんに対し、ふてくされた態度を取っていて、その顔は『口がゆがんんでいる。』という状態で、私が見た犯人の顔と記憶が一致し、私は、刑事さんに『刑事さん、間違いありません。この女です。私にケガを負わせた犯人は、この女に間違いありません。』と言いました。」

検察官は、被害者の視力が片眼0.3と低く、第一回単独面通しを裸眼でおこなっていたことから、通路を歩行中の被告人を被害者がイスに座って距離2mの位置で横から観察し

(第二回単独面通し) 取調室で着席しうなだれている被告人を廊下側の入り口から(第三回単独面通し) それぞれ単独での面通しをおこなわせた。その後おこなわれた警察官に対する調書において被害者Yは以前よりも更に詳細な犯人識別供述を、以下のとおりおこなっている(1月8日)。

【4-1】「(犯人は,) 年齢27～8歳くらい, 身長160センチくらい, 中肉からがっちりした体格, 角顔で目が細く, 顎がややしゃくれ上がった女性です。特に, 角張った感じの顔型には特徴があって, よく覚えています。それと, 話し言葉の中には関西弁とは違うアクセントがあり, 東方面の地方の方言もあったと思いますので, もう一度会って, その話し言葉を聞けば, 更によく分かると思います。」

【4-2】「調べ室の中で刑事さんが話しかけても, 全く返事もしませんので, その話し言葉を聞くことは出来ませんでした, ぶてくされた時の顔つきや口元を曲げたりする癖等もその時のままです。」

【4-3】「昨年12月23日に小窓から見せて貰った時には, やや斜めから見せて貰いましたが, 今回取調室にまで入って正面から見せて貰い, 前回よりも自信を持って, この女性が私を殴った犯人と言うことが出来ます。」

上記第二回および第三回単独面通し、ならびに警察官による事情聴取から2ヶ月以上経過した3月18日に開かれた第2回公判において、被害者Yは、犯人の特徴について次のように描写した。

【5-1】「(犯人の) 上はTシャツみたいな感じなんですけども, かなり体型にぴちぴちの形で, それで, 丈が短くおへそが出るくらい, 下のほうはまあジーパンというのかチノパンというのか, まあ綿系統のあれなんですけども, とにかく細い, まあ細いというのか, もう足のラインがくっきり出るような形のもので, 足の下までなくて, 七分とか八分とかいうんでしょうけど, それくらいで, ひざが隠れるくらいで, 後はもうくるぶしとかふくらはぎくらいが出るような形の服だった記憶があります。」

【5-2】「(Tシャツは) 白っぽくて, 多分, 胸の辺りにデザインか何かがあったような記憶があります。(ズボンの色は) ベージュから茶にかけてぐらいの感じ。」

【5-3】「(犯人の) 第一印象は, 短い服着てるなど。」「おへそが出てた。丈が短い。」

【5-4】「(1回目の単独面通しの折には) 髪の毛が, 髪型が変わっているんで, まずあれと思ったのは確かなんですけども, その後に, 一瞬こっちを向く場面があって, そのときに, あっ, 似てるなというのと, 多分, これじゃないかなというふうには思いました。」

【5-5】「(2, 3回目の単独面通しを経て) もう一度見してもらって, 間違いはないだろうというくらいまでは思いました。」

2. 判決の要旨

裁判所は、上記の経緯に照らし、被害者Yの識別供述の信用性について、観察条件及び記憶保持状況の良否、識別手続の妥当性、識別の確信度、の三つの観点から検討をおこなった。

まず、 については、出会いから事件発生まで2, 3時間行動を共にしていること、近い距離で観察ができたことなどから客観的条件は比較的良好であったと認められるものの、初対面で既知性がなく、被害者の裸眼視力が低く、相当量の飲酒が認められることから「記憶はかなり脆弱」で「観察の正確性には相当の問題があった」と考えられるとした。また、第一回面通しまで事件から四ヶ月経過しており「記憶保持の困難性からも多大な問題点があった」と指摘された。

次に、 については、捜査段階で詳細な事情聴取がおこなわれておらず記憶の記録化の機会を逸していることがまず指摘された。そして、第一回単独面通し後に顔つきに関する供述が現れた点【情報2】については、信用性がないとされている。更に、C署への呼び出しに当たり、「犯人を捕まえた」という発言によって被害者に対しC署で面通しする女性が犯人であるという暗示・誘導を与えていたこと、写真面割り手続などを採らずいきなり単独面通しを実施していること、など不適切な経過をたどっていたと認定されている。そうした経緯に鑑みると、被害者による識別供述が、初期の抽象的なものから面通しを重ねるに連れ、時期が後になればなるほど詳細で具体的な犯人の特徴を述べていることは、「警察官の強烈な暗示・誘導による決定的な影響」が認められるとした。

最後に、検察官が主張する「犯人識別の確信度」については、たとえ確信度が高い場合であっても犯人識別供述の信用性は、その危険性に鑑みて確信度の高低とは切り離されなけ

ればならないとし、有意性を持たないとの一般論を示した上で、検察官の主張を退けている。

結論として、裁判所は、本件犯人識別供述の信用性は、その正確性に問題があること、長期間経過の後のものであること、不適切な採取方法が使用されていること、警察官による暗示・誘導の影響が認められることなどからこれを否定し、被告人を無罪とした。

3. 本件判決についてのコメント

3-1 信用性判断をめぐって

まず、本判決における目撃供述に対する信用性判断の手法について検討をおこなってみたい。言うまでもなく、本件における目撃供述の特徴は、第一に、当初の概括的な供述内容（犯人描写）が、被告人との面通しの機会を重ねるにつれて詳細なものへと変動していく点にある。これは、先の判決の検討ポイントの、観察条件と、識別の確信度の二つに関わる。判決は、当初の目撃が「観察の主観的条件にはかなりの制約」があることを認めて、そもそも「観察の正確性自体にも相当問題」がある目撃ことを前提とした。その上で、検察側が公判廷で確信的な供述態度によって被告人に対する同一識別をおこなっているとの主張に対し、近年の我が国における認知心理学研究の成果を参照しながら「供述者の犯人識別の確信度とその識別の正確性の間には有意的な関連性を認めない」として、単独面通しを重ねるに連れて確信度を強めていく事情を指摘して、信用性を否定している。

判決文から本件犯人識別供述に現れた特徴点を表1にまとめているが、一目すれば、いかに犯人特定事項が面通し以降に増えているかがわかる。特に、顔の表情に関する描写は際だっており、犯人とされた人物を見た上でそうした供述をおこなっていることを踏まえれば、犯人特定事項の多さが決して犯人特定のための良質の識別供述とは言えないことが示されており、今後の裁判例においても参考にされるべき点であろう。

【表1】犯人識別供述に現れた犯人特定事項の出現（判決文より作成）

情報提供時点 \ 識別情報	年齢	身長	体格	髪	顔つき	眼	あご	口元	言葉	服装
1（被害届時）	○	○	○	○						
2（第一回単独面通し後）	○	○	○		○	○	○			
3（同）					○	○		○		
4（第二、三回単独面通し後）	○	○	○		○	○	○	○	○	
5（公判廷）				○						○

3-2 目撃供述の採取について

更に、本件で目撃証言の採取方法ならびに採取手続について検討したい。本件目撃供述の特徴の二点目は、目撃供述の採取方法の杜撰さにある。とりわけ、単独面通し、捜査官の暗示誘導の混入、目撃時からの長期間の経過、が指摘されなければならない。判決も、上で検討した目撃供述自体の正確性に加えて、こうした事情を踏まえて本件目撃供述を「重大な欠陥を内包する」ものと捉え、「事実認定の柱として供することは許されない」との判断を示した。

本件では、目撃供述の採取方法、目撃供述の記録方法の順に分けて検討したい。第一番目に、事件初動時における捜査機関による目撃供述録取があまりに杜撰で、プロフェッショナルとは言えない点である。制度的にも、体制としても現在の法執行機関に良質な目撃供述を採取するための訓練がおこなわれていないこと、録取（証拠化）に関する科学的アプローチも見られないことが本件の経過から明らかである。たとえば、米国の例として、FBI（連邦捜査局）では、目撃者（被害者を含む）による犯人識別情報につき、末尾図1のような専用のシートを用意して、識別情報を具体的にデータ化する工夫をしている。こうした正確性の確保、記憶の喚起や捜査の促進を目指したシステムが早急に望まれるところである。

第二番目に、目撃供述を採取する際の暗示・誘導も問題である。本件でも、判決文によれば、警察官は被害者（目撃者）に対して「（被害者に）怪我を負わせた女を捕まえたので顔を確認して欲しい」という「強烈的暗示・誘導」を与えたうえで、単独面通しを実施している。FBIのガイドラインでも、面通しの前に「犯人がいるとかいないとか言うてはならない」とされている（Eyewitness Evidence: A Guide for Law Enforcement, National Institute

of Justice, October 1999)。こうした手法について本判決が「決定的かつ回復困難な不当な暗示・誘導」であると非難している点は、高く評価されてよい。

第三番目に、本判決も強く非難する単独面通し方式である。本判決が引用するように、我が国でも「板橋強制わいせつ事件」(最判平元年10月26日判時1331号145頁判タ713号75頁)で避けるべきだと指摘されている危険な手法である。米国最高裁判所もシングル・ラインナップが「広く批判されてきた」と認めている(Stovall v. Denno, 388 U. S. 293(1967))。米国の裁判例では、単独面通しが許容される場合としては、犯行現場や病院などにおいて事件後ただちに被害者に確認せざるをえなかった場合であるといった条件を課そうとするものも多い。そうでない場合には、不適当なラインナップとして違法収集証拠とみなされ証拠の許容性が否定される可能性も残されている。米国の実務においても、複数面通しが基本とされており、FBIのガイドラインでは最低4人のフィラー(容疑者でない人物)と共に構成されるべきだとされている(前出 Section V, A)、近年、カナダにおいて示された勧告では最低10人という高い基準も示されているところである(The Inquiry Regarding Thomas Sophonow, Recommendations - Eyewitness Identification. 紹介として、指宿「カナダにおける取調べ可視化と目撃証言問題—ソフォノー事件調査委員会報告によせて」季刊刑事弁護38号144頁(2004))。

四番目に、目撃供述採取をおこなう係官(インストラクター)と、捜査を担当する係官が同一であるという目撃供述取得の体制に問題がある。本判決ではこの点は指摘されていない。米国FBIガイドラインではこの点についての指示はないが、インストラクターが捜査官と同一である場合、前述したように暗示・誘導の危険性が常に伴うため、前述のソフォノー事件調査委員会報告書では、写真面割り・人相面割りのいずれについても、インストラクターが捜査と無関係な独立した係官であることを要求している。この点は、目撃供述を単なる供述証拠と同列に扱うのではなく、誤認の危険性の高い「情報源」として取り扱う必要性を示したものと言えよう。

五番目に、上記のような目撃証言採取のプロセスが、正確に可視化あるいは記録化されているかどうかは問題である。本判決文から伺える限りにおいては、本件でも我が国の実務どおり、目撃供述者による警察官、検察官面前調書と、公判廷での証言しかそうした記録が提示されていないようである。FBIガイドライン(Section V, D)でも録音による記録化が要求されており、カナダでも録音録画が提案されている(前述報告書参照)。この点、調書作成に依存している我が国では、目撃体験が調書に作成されてしまうと誤りに気づきにくく、初期の記憶が取り調べのあいだに変容してしまうおそれもある。最近、心理学者から、目撃供述者による調書作成後の「読み聞け」を廃止しよう提案されているのが注目されよう(伊東裕司「目撃供述録取の手順と記録法：連載・目撃供述ガイドライン作成のために」季刊刑事弁護35号153頁(2003))。

3 - 3 おわりに

本件では初動捜査の杜撰さも指摘されておくべきだが、紙幅の関係上詳細は省略する。なお、近時、相次いで目撃証言の信用性を否定した無罪判決や国賠判決が散見されるところである。

東京地裁2003年11月13日判決(「車でバイクはねた主婦 異例の無罪 「目撃証言に疑問」」同年11月14日付け読売新聞夕刊記事より)

那覇地裁2003年12月9日判決(「公然わいせつで起訴の男性に無罪判決 目撃証言に疑い」同年12月10日付け朝日新聞記事より)

千葉地裁2004年3月24日判決(「千葉県に340万円賠償命令 放火容疑逮捕の少年、家裁で不処分」同年3月25日付け朝日新聞記事より)

東京地裁2004年3月25日判決(「ロケット弾事件の中核派3被告に無罪判決 審理15年半」同年3月25日付け朝日新聞WEB版配信記事より)

福岡高裁那覇支部2004年7月13日判決(「2審も公然わいせつ無罪～目撃証言の信用性を否定」読売新聞同年7月14日付け記事より)

今後の裁判実務での目撃証言の慎重な取り扱いが徹底されることはもちろんだが、捜査機関や検察による証拠価値の判断に科学的アプローチが取り入れられることがなければ、今後も目撃証言に依拠した立証活動は難しいものとなるであろう。この点は、本判決が裁判所の「所感」として明確に指摘しているところであり、「一刻も早く本件のような旧態依然たる捜査方法を改められることを切に要望する」という見解には筆者も全く同感である。

もっとも、裁判所においては、本件でおこなわれているような単独面通しのような手法によって犯人を識別した証拠に対し、とりあえず証拠調べに入り、信用性判断の過程で厳しい認定をおこなうという取り扱いだけではなく、今後は、米国の判例法において明らかなように、特別な事情がない限り複数面通しによらない識別供述は自然的関連性がない証拠として証拠能力を否定するという態度こそが考慮されるべきであろう（米国の判例法を詳細に検討した文献として、小早川義則「犯人識別供述をめぐるアメリカ法の動向（１－４）」名城法学４７巻３号１５頁（１９９７）・４８巻３号１７頁（１９９９）・同４号１１３頁（１９９９）・４９巻２号２０１頁（１９９９）を参照）。目撃証言のうち、犯人識別供述が誤判の最も大きな原因であることは、様々な実証研究が明らかにしている（そうした諸研究を概括的に紹介したものとして、指宿「誤判問題と陪審制度」『誤判救済と刑事司法の課題：渡部保夫先生古稀記念論文集』１９９頁（日本評論社刊、２０００）参照）。本判決のような事案を見るにつけ、そのような危うい犯人識別供述の証拠能力そのものを厳しく判断する「ショック療法」が必要な時期に来ているように思われる。

平成１６年８月３０日
著者：立命館大学教授 指宿 信

【図１】ＦＢＩによる犯人識別供述録取調書

FD-363 (Rev. 11-18-88)

FBI Facial Identification Fact Sheet

Retain original for your files. Send only **legible duplicate copy** to Special Projects Section, Laboratory Division. To expedite transmittal of form send to Special Projects Section by facsimile machine 8:00 a.m. to 5:30 p.m. EST/EDT, FTS 324-2926.

Case Title _____

Date of Interview _____	Buhle Number _____	Field Office Number _____
Name of Witness _____		Interviewing Agent _____

Before referring to Facial Identification Catalog obtain description of unknown subject from witness and check pertinent boxes in each category listed below.
Using this information, direct witness to appropriate sections of the catalog and enter final selections on lines provided in each category.

Unsub Number _____	Sex _____	Age _____	Race _____	Complexion _____
Height _____	Weight _____	Build _____	Color of Eyes _____	Color of Hair _____

A. Head

☐ 1 oval

☐ 2 round

☐ 3 triangle

☐ 4 long

☐ 5 rectangle

B. Eyes

☐ 1 average

☐ 2 bulging

☐ 3 squinting

☐ 4 deepset

☐ 5 close-set

☐ 6 wide-set

☐ 7 raised/lids

☐ 8 heavy lids

☐ 9 overhanging lids

C. Eyebrows

☐ 1 average

☐ 2 thin

☐ 3 heavy

☐ 4 meeting

D. Nose

☐ 1 average

☐ 2 concave

☐ 3 hooked

☐ 4 flared nostrils

☐ 5 short

☐ 6 large

☐ 7 wide base

☐ 8 narrow base

☐ 9 long

E. Mouth

☐ 1 average lips

☐ 2 both lips thick

☐ 3 both lips thin

☐ 4 lips unequal

☐ 5 wide lips

☐ 6 small lips

F. Chin

☐ 1 average

☐ 2 jutting

☐ 3 pointed

☐ 4 receding

☐ 5 square

☐ 6 double chin

☐ 7 cleft/dimple

☐ 8 short

☐ 9 long

G. Cheek and Cheekbone

☐ 1 average

☐ 2 prominent

☐ 3 sunken

H. Ears

☐ 1 average

☐ 2 protruding

☐ 3 close-set

J. Hair

☐ 1 straight

☐ 2 curly/wavy

☐ 3 balding

K. Mustache and Beard

☐ 1 mustache and beard

☐ 2 mustache

L. Facial Lines

☐ 1 forehead

☐ 2 mid-face

☐ 3 eye area

☐ 4 neck/chin

M. Scars

☐ 1 horizontal

☐ 2 vertical

☐ 3 diagonal

☐ 4 crescent

N. Forehead

☐ 1 average

☐ 2 low

☐ 3 high

O. Skin Irregularities _____

Furnish detailed description of hat, glasses, and clothing (from waist up). Include photos of drawings showing similar items, if possible. Use drawing of head to mark position of hairline, hat, scar(s), bandage(s), beard, mustache, etc.



FBI/DOJ